

信州パーキング・パーミット制度 駐車区画整備の手引き

平成 28 年 1 月

長野県健康福祉部地域福祉課

1 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度の対象区画

本制度では、乗降時に車のドアを全開にする必要がある車いす使用者と、車いすは使用しないものの移動に配慮が必要な方の双方が使いやすい駐車場とするため、次の2種類の区画を設置します。

	車いす使用者優先区画	障がい者等優先区画
設置する場所	幅が 3.5m 以上ある車いすマークの表示がされた駐車区画	車いす使用者用駐車区画以外で施設出入り口に比較的近い既存の通常駐車区画
区画の横幅	幅広（3.5m 以上）	通常幅（3.5m 未満）
区画に表示するマーク		
利用対象者	車いす使用者	車いす使用者以外の歩行困難者
駐車できる利用証		
マーク及び利用証の色	青色	緑色

- 対象区画には、県が配布する上記の「表示するマーク」を「2. 区画の表示方法」の（1）～（4）のいずれかの方法で掲示してください。
- 次ページの制度協力区画数の目安を参考に、各施設の実情に応じて可能な範囲での確保をお願いします。

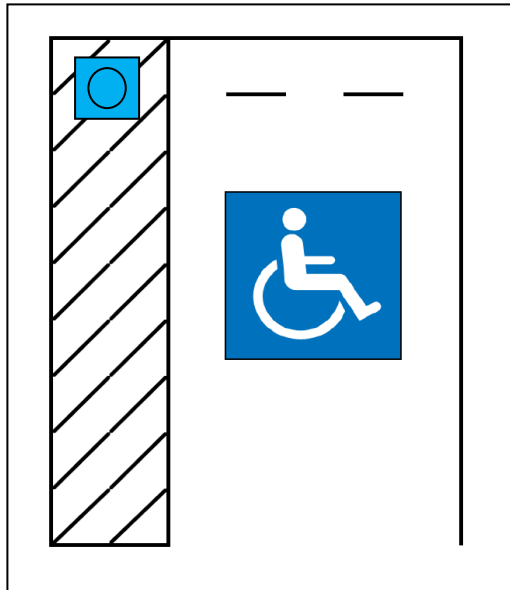
制度協力区画数の目安

施設内駐車 区画数	協力区画数	
	車いす使用者用駐車区画 幅広(350cm 以上)	障がい者等用駐車区画 通常幅(350cm 未満)
25未満	どちらか 1 以上	
25～100	1 以上	1 以上
101～200	2 以上	2 以上
201～300	3 以上	3 以上
301～400	4 以上	4 以上
401～500	5 以上	5 以上
	※以降、施設内区画数が 100増加するごとに 協力区画を1以上確保	※以降、施設内区画数が 100増加するごとに 協力区画を1以上確保

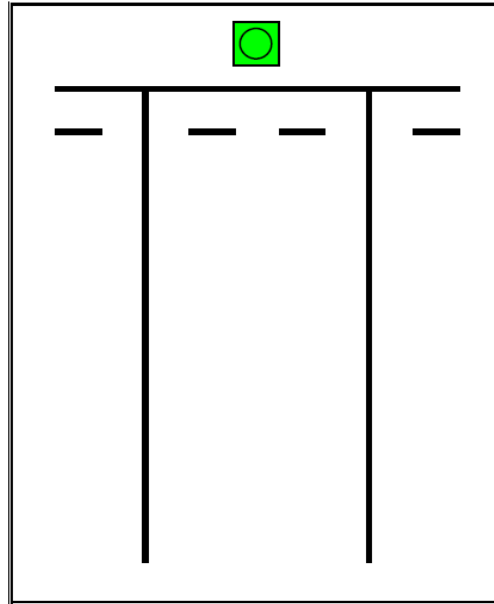
- 1 駐車区画数25以上の場合は、車いす使用者用駐車区画(幅広)及び障がい者等用駐車区画(通常幅)の両方を確保してください。
- 2 通常幅(350cm 未満)区画の確保が困難な場合で、既存の幅広(350cm 以上)区画が、幅広及び通常幅の合計区画数以上ある場合は、通常幅区画も確保されているとみなすことができます。

2 区画の表示方法

(1) カラーコーンによる表示



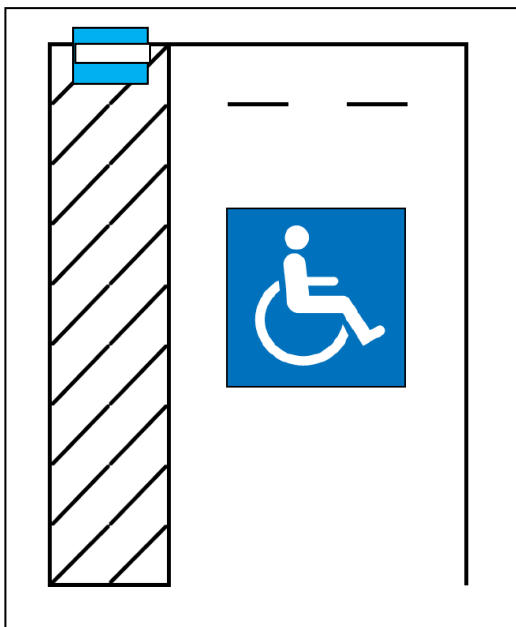
車いす使用者優先区画



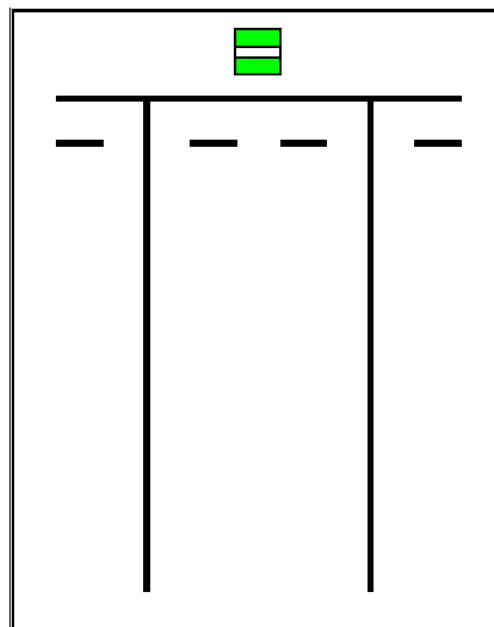
障がい者等優先区画

- 案内表示を貼付したカラーコーンを設置して表示します。
- 案内表示は県で作成したものを協力施設に配布します。
- カラーコーンは既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。

(2) 立て看板（移動式・固定式）による表示



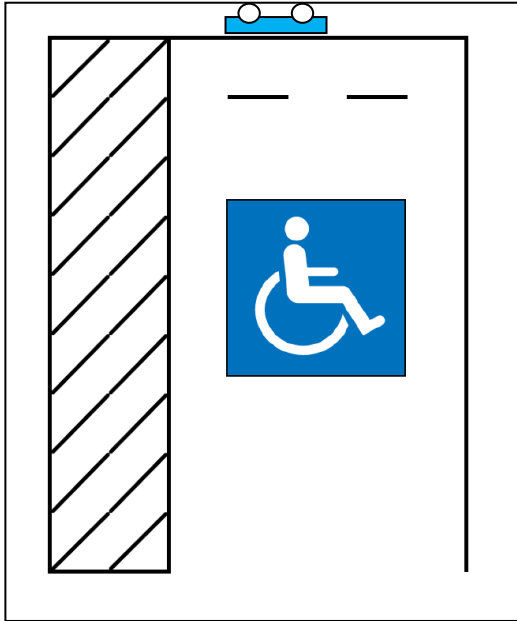
車いす使用者優先区画



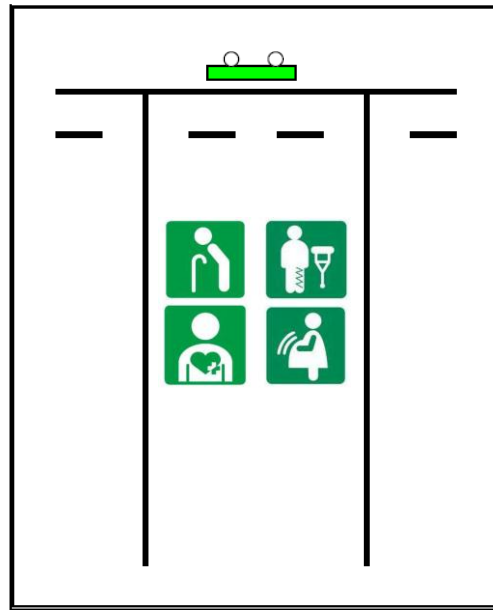
障がい者等優先区画

- 看板等に案内表示を貼付して表示します。
- 案内表示は県で作成したものを協力施設に配布します。
- 看板等は既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。

(3) 路面シートによる表示



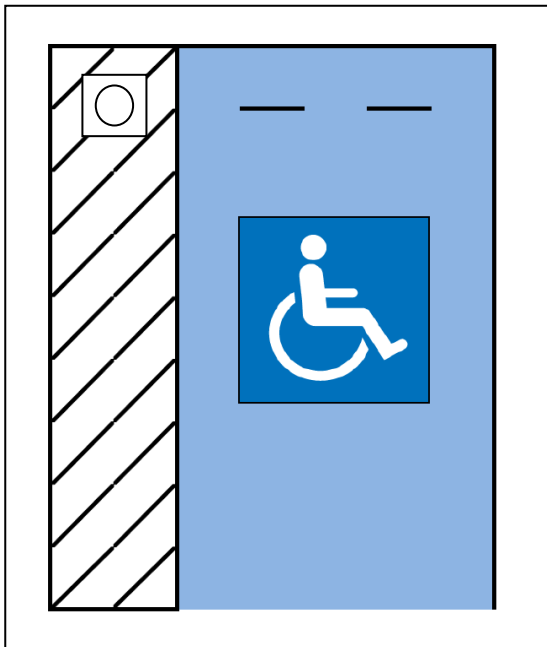
車いす使用者優先区画



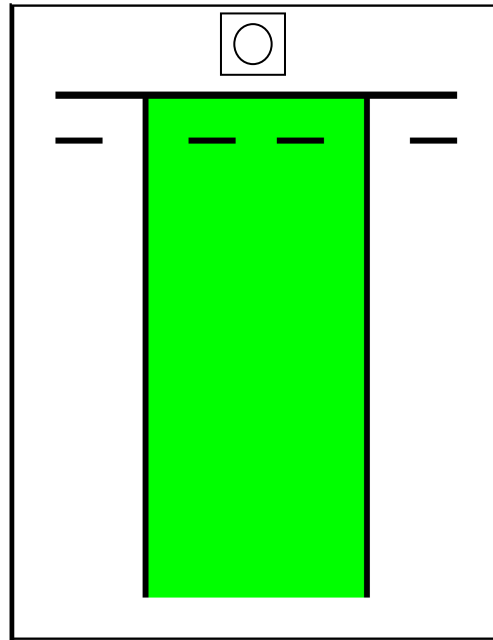
障がい者等優先区画

- 区画の路面に案内表示・利用証と同様のピクトグラムをシートにより表示します。
- 制度の対象区画であることが分かるように、(1)(2)の方法と組み合わせて表示してください。
- 路面シートの作成に必要な画像データが必要な場合は、長野県健康福祉部地域福祉課までお問い合わせください。

(4) 路面のカラー塗装による表示



車いす使用者優先区画



障がい者等優先区画

- 区画の路面をカラー塗装して表示します。
- 車いす使用者用駐車区画は青色、障がい者等用駐車区画は緑色としてください。
- 既存の車いすマーク(国際シンボルマーク)は、法令の規定により必要とされている場合がありますので、マークの上は塗装しないでください。
- 制度の対象区画であることが分かるように、(1)(2)の方法と組み合わせて表示してください。

3 対象区画設置の流れ

(1) 協力届出書の提出

対象区画の設置に協力いただける場合は、「信州パーキング・パーミット制度協力届出書」を作成し、県地域福祉課へ提出してください。

(様式第4号：第8関係)		信州パーキング・パーミット制度協力届出書		協力届出書（記載例）	
長野県知事 様		所在地 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2		平成●●年 ×月✓日	
		法人名等 株式会社パーミットながの			
		代表者職・氏名 代表取締役 信州 太郎			
信州パーキング・パーミット制度の協力施設として協力することを届け出ます。					
制度協力開始予定日		平成●●年×月▼日			
No.	施設名	施設所在地	施設内駐車区画総数	制度協力区画数※	
				車いす使用者用駐車区画幅広(350cm以上)	車いす使用者以外の駐車区画通常幅(350cm未満)
1	スーパーパーミットながの 若里店	長野市若里111-1	約 100 区画	5 区画	3 区画
2	スーパーパーミットながの 川中島店	長野市川中島町2222-2	約 60 区画	3 区画	2 区画
3			約 区画	区画	区画
4			約 区画	区画	区画
5			約 区画	区画	区画
合計				8 区画	5 区画
※それぞれの区画数の合計に応じて案内表示を配布します。 制度協力区画数は、裏面を参考に記入ください。					
担当部署名	企画部企画課	電話番号	026-0000-1111		
担当者氏名	長野 信子	E-mail	*****@yyyy.jp		
		U R L	http://www.pref.nagano.lg.jp/		

(2) 必要な資材の送付

県から、協力区画数に応じた案内表示、啓発資材（チラシ・ポスター）を、ご担当者へ送付いたします。

(3) 県ホームページへ掲載

提出いただいた届出書に記載された施設の情報、を、県ホームページ（協力施設一覧）に掲載します。

(4) 対象区画の設置

送付する案内表示等を利用し、「2 区画の表示方法」のいずれかの方法により、対象区画を設置してください。

(5) 設置後の区画管理

区画設置後は、区画の表示がドライバーから見える位置に適切に掲示されるように管理してください。

制度周知チラシ



障がい者等用駐車区画を利用される皆様へ
～ 長野県からのお願いとお知らせ ～

この施設の「車いす使用者用駐車区画」及び「車いす使用者等用駐車区画」は、長野県が発行した利用証をお持ちで移動に配慮を要する方々にご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーに吊り下げなど、外から見やすい位置に掲示していただきますようお願いいたします。

⇒利用証をお持ちでない方は裏面をご覧ください。

	 <p>車いす使用者用駐車区画</p>	 <p>車いす使用者等用駐車区画</p>
区画の表示		
利用対象となる利用証		

4 具体的な対応方法について

(1) 管理方法について

状況	対応方法
ア) 利用証を掲示していない車が駐車している。	チラシをワイパーに挟み込むなど、可能な範囲で制度周知にご協力ください。
イ) 利用証を掲示していない車が駐車している。 ※ 運転手(または同乗者)がいる場合	利用証を所持していれば掲示するよう依頼してください。 所持していない場合、制度周知チラシを渡し、早めに申請してもらうよう依頼してください。
ウ) 緑色の利用証で幅広(3.5m以上)区画に駐車している。	幅広区画は車いす優先ですが、歩行困難者優先区画に空きがない場合は、柔軟に対応してください。

- ・ 利用証を所持されていない方でも、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方であれば、制度対象駐車区画に駐車することは可能ですが、適正に利用していただくためにも、可能な範囲で利用証の交付を申請するようお伝えください。

(2) 苦情について

状況	対応方法
ア) 利用証を持っているのに止められない。	利用証を持っていても必ずしも止められるものではないことを説明してください。
イ) 利用証を掲示していない車が駐車している。空けて欲しい。	利用証を持っていても必ずしも止められる者ではないことを説明してください。 駐車車両には、チラシによる制度周知をしてください。
ウ) 「ワイパーに紙を挟むな。」 「車にさわるとな。」など。	県からの対応方針、要綱等に当たって行っていることを説明し、制度への理解を促してください。